

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：長崎県
農業委員会名：佐世保市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月末日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 3,266 |
| 自給的農家数 | 1,038 |
| 販売農家数 | 2,228 |
| 主業農家数 | 513 |
| 準主業農家数 | 519 |
| 副業的農家数 | 1,196 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 5,532 |
| 女性 | 2,501 |
| 40代以下 | 171 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 457 |
| 基本構想水準到達者 | 31 |
| 認定新規就農者 | 17 |
| 農業参入法人 | 1 |
| 集落営農経営 | 12 |
| 特定農業団体 | 4 |
| 集落営農組織 | 8 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 畑 | | | 計 |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 2,510 | 1,950 | - | - | - | 4,460 |
| 経営耕地面積 | 1,776 | 1,151 | 642 | 509 | - | 2,928 |
| 遊休農地面積 | 155 | 132 | 116 | 16 | - | 287 |
| 農地台帳面積 | 3,517 | 3,426 | 3,159 | 267 | - | 6,943 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 19 | 19 |
| 認定農業者 | - | 13 |
| 認定農業者に準ずる者 | - | - |
| 女性 | - | 1 |
| 40代以下 | - | 2 |
| 中立委員 | - | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 18 | 18 | 18 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|---|-----------|-------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 4,460 ha | 1,442 ha | 32.3% |
| 課 題 | 高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷、鳥獣被害等により規模拡大を希望する担い手が減少しており、国・県市の補助事業推進とともに、地域の現況に合わせた利用集積が必要。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | |
|------|---|
| 目 標 | 集積面積 1,516 ha (うち新規集積面積 74 ha) |
| | 目標設定の考え方: 1農業委員で2haの集積を目指す。 |
| 活動計画 | 推進期間(6月～9月・10月～1月)を定め、農業委員・推進委員の担当地区内での会合や戸別訪問等において農地の利用集積への働きかけを行うとともに、認定農業者の会議等において推進・相談等を行う。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|---------------------------------------|--------------------|-------------------|
| 新規参入の状況 | 29年度新規参入者数 | 30年度新規参入者数 | 元年度新規参入者数 |
| | 3 経営体 | 3 経営体 | 5 経営体 |
| | 29年度新規参入者が取得した農地面積 | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 元年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0.8 ha | 0.5 ha | 89.1 ha |
| 課 題 | 高齢化や後継者不足等により新たな担い手の育成、確保が困難になってきている。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|---|--------|------|
| 参入目標数 | 5 経営体 | 参入目標面積 | 2 ha |
| 活動計画 | 関係機関と連携して新規就農相談者に対する支援活動を行っていくとともに、推進期間(6月～9月・10月～1月)を定め、地域において新規就農希望者の掘り起しを行う。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|-----------------------------------|-----------|-------------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 4,460 ha | 287 ha | 6.4% |
| 課 題 | 農地利用状況調査の円滑な実施と遊休農地所有者等への指導徹底が必要。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|------|---|--|-------------|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 53 ha | | | |
| | 目標設定の考え方： H28年度荒廃農地調査結果のA分類農地を7年で解消することを目標とする。 | | | |
| 活動計画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 37 人 | 5月～8月 | 9月～11月 |
| | 調査方法 | 1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録。 2 調査区域を区切り、担当の農業委員・推進委員を定めて調査。 3 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査。 4 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査。 | | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| その他 | 農業委員・推進委員による日常的な農地パトロールを実施。 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|---|-----------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 4,460 ha | 1.33 ha |
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> 他の許認可担当部局と連携した対応が必要であり、時間を要している。 県への報告済み案件については、県の指導計画による。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> 許可権者を含む関係部局と連携し、是正指導を実施する。 8月に無断転用防止リーフレットを配布し、無断転用防止の活動を行う。 農業委員による農地パトロールによる早期発見、指導を目指す。 |
|------|--|